

平成 27 年度 第 3 回明石市都市景観審議会 議事概要

日 時	平成 28 年 1 月 28 日 (木) 午後 5 時 30 分～午後 7 時
場 所	議会棟 2 階 第 4 委員会室
出席者	八木会長、茨木委員、辻委員、森川委員、安谷委員、小畑委員、安尾委員

1. 開会 (17:30)

2. 公開・非公開の決定

会議の公開、非公開について審議を行い、公開と決定。

本日の傍聴希望者 3 名の旨、事務局より報告。 <傍聴者入場>

3. 議事

(1) 協議事項

①景観計画の策定について

- ・景観計画の位置付け

事務局より資料 1 に基づき説明

(委員から出された意見、質問等)

なし

①景観計画の策定に向けて

- ・景観計画の構成イメージ

事務局より資料 2 に基づき説明

(委員から出された意見、質問等)

【委員】

- ・実態調査とはどのような調査か。

【事務局】

・大規模建築物と開発条例の対象となっている建物について、主に色彩の調査を行っている。

【委員】

- ・景観重点地区であれば、対象となる規模はもっと小さいものではないのか。

【事務局】

・全市的には一定規模以上とするが、重点地区では、現在の都市景観形成地区のように小さなものも対象とすることを考えている。

【委員】

- ・「都市景観形成市民団体」とは、どのようなものか。

【事務局】

- ・現行の条例に基づく制度のうち、唯一、実績がないものである。

・市が景観形成に取り組む団体を認定し、その団体に対し、活動助成を行うことができるものである。

・地元主体で景観に対する基準を検討するなど、景観に対する意識が高く、地元で汗をかいてがんばっている組織を支援する制度である。

【委員】

・団体の認定が先行するのか。地域の人が発意するものか。

【事務局】

・地域の方々が発意し、取り組んでいる団体を認定したいが、現状としては、景観だけに対するルールづくりを行っている団体はない。

【委員】

・三田市のワシントン村などは景観に対する取り組みが活発だと聞く。そのような団体が対象になるのか。

【委員】

・ワシントン村などは、景観だけのルールでなく、建築協定か地区計画でまちのルールを作っていると思われる。開発時にできたルールが引き継がれているが、新しくルールを作るのはいろんな人がいろんな考え方を持っているので、難しい。

【委員】

・重点地区と景観重要建造物は、関連があるのか。例えば、景観重要建造物を指定した周辺を重点地区に設定するなど。

【事務局】

・関連があるものではないが、本来は、景観重要建造物のようなシンボリックな建物があるところを重点地区に設定することが望ましい。

・景観重要建造物に指定すると、外観に対する変更許可や変更命令など規制されるため、所有者に対するプレッシャーが強くなるため、個人住宅などの指定は難しいと考えている。

【委員】

・重点地区の設定にあたっては、対象の地区住民の許可を取るのか。

【事務局】

・許可ではないが、設定することに対する合意形成は必要であると考えている。地元理解を得るのに時間を要すると思われる。

【委員】

・景観重要樹木は誰が決めるのか。

【委員】

・保護樹や保護樹林など、大きな樹でランドマークになっているものや市民に親しまれているものが考えられる。

【委員】

・明石公園のラクウショウは立派なものであるが、どうか。

【事務局】

・景観重要樹木は、道路などの公共施設から望めないといけないという考え方を国が示

しており、公園内にあるものはどう考えるのかという議論が必要である。

【委員】

・心当たりのある樹があれば推薦すればよい。

【会長】

・明石公園は国史跡に指定されているため、その方面から保護されている。

【委員】

・よくあるのは、寺社にある古い樹や希少種や在来種などであるが、今回は、指定の方針を決めるということである。

【事務局】

・景観計画で指定の方針を定めないと指定ができない。

【委員】

・「景観形成基本計画の考え方を受け景観計画を策定」とあるが、基本計画と矛盾が生じた場合はどうするのか。

【事務局】

・基本計画をベースとし、その内容を超える内容までは定めないと考えている。

【委員】

・景観計画を検討するときに、基本計画が甘かったということがわかれば、どうするのか。

【事務局】

・基本計画では具体的な基準を定めているのではなく、抽象的な考え方を定めているものである。

【委員】

・基本計画で書かれているから、景観計画でもここまでしか定めないとこのようなことはないようにしてほしい。

【委員】

・景観重要公共施設の具体的なイメージはあるのか。

【事務局】

・対象となる公共施設について、現在は想定していない。

【委員】

・県管理の河川などは位置付けすることはできないのか。

【事務局】

・管理者の同意があれば、県管理の公共施設であっても位置付けできる。

【委員】

・位置付けをする都度、管理者の同意を取るのか。

【事務局】

・そうなる。景観重要公共施設に対し、占用許可の基準などを上乗せできるため、管理者の同意が必要となる。

【委員】

・対象とする公共施設の管理者には、事前に情報提供がいるのではないか。

・将来的に注目に値する公共施設は位置付けていく努力をしてほしい。

【事務局】

・そのような状況になれば管理者と協議し、位置付けを検討していく。

【委員】

・大規模な構造物などは景観に与える影響が大きいにも関わらず、景観計画に位置付け、景観との関連付けをしないと景観は何の関与もできないことには、矛盾を感じる。

①景観計画の策定について

- ・景観計画策定にかかる景観類型の分類と景観重点地区候補
事務局より資料3-1及び3-2に基づき説明

(委員から出された意見、質問等)

【委員】

・「工業系」に「快適な工業地景観」とあるが、「快適な景観」というのは日本語としておかしいのではないかと。

【事務局】

・工場は周辺景観に対し、樹木で隠すなどが考えられる。

【委員】

・方針(案)が抽象的すぎるため、イメージしやすいように具体的に書いたほうがいい。

【委員】

・ここに書いてあるものをベースに、もう少しイメージできるものにすべきである。

【事務局】

・景観では、「うるおい」や「にぎわい」などの表現をよく使うが、もう少し具体的な表現を検討する。

【委員】

・工場地帯で「快適」とは、どういうことかイメージしづらい。

【会長】

・もう少し踏み込んだ表現を検討してほしい。

【委員】

・重点地区候補について、基本計画における推進地区は候補から外したのか。

【事務局】

・推進地区は別の視点で候補地区としていくことを考えている。

・今回、提案している3地区は、優先的に行政として位置付けたい地区を挙げている。

・推進地区は地元発意で進めていく地区として考えており、現在、2地区で地元に入り組みを進めているが、なかなか地元で景観に対する意識を持ってもらうのは難しいことを実感している。

【委員】

・重点地区に対する方針として、推進地区は挙げるのか。

【事務局】

- ・そこまでは考えていない。
- ・推進地区は地元発意で進めていきたいと考えているが、既成市街地で進めるのは難しいものである。

【委員】

- ・自主条例でカバーしてほしい。

【委員】

- ・「周辺と調和」という表現があるが、「周辺」とはなにか。工業系の類型では、工場に合わせるということか、

【会長】

- ・「大きな方針として」という意味合いで捉えるものである。

【委員】

- ・住居専用系、住居系とあるが、松が丘のような一体となった地区でも、類型を分けるのか。

【事務局】

- ・類型ごとに基準を分けるのか、対象行為を分けるのか、検討中である。用途地域で景観類型を分類しているが、景観の特徴づけが難しいところもあるため、基準は同じでも対象行為で差をつけることも考えていきたい。

【委員】

- ・景観類型が基本計画と矛盾しているように思われる。整合は取っているのか。

【事務局】

- ・ゾーンで分類されている景観類型には、逸脱しないように考えている。

【委員】

- ・基本計画では大まかに景観類型をゾーニングしているが、景観計画では用途地域によって明確に線を引いている。ここの矛盾が生じるように思われる。

【委員】

- ・厳しいところがある。

【委員】

- ・基本計画と景観計画の景観類型について、わかりやすく表示したものをを見せていただくと、矛盾のあるところがわかるのではないか。詳細な検討段階で調整が必要になると思われる。

【委員】

- ・基本計画のほうがすっきりとしている。用途地域の区分は、「こうありたい」というものでしかない。

【委員】

- ・基本計画では、地域ごとの詳細な方針が示されているが、これはどのように考えられるのか。

【会長】

- ・用途地域による景観類型の設定は、縛りがあるのか。

【事務局】

・用途地域はその地域で建てるものを定める都市計画であり、その制限に土地利用が影響されるのは間違いないことである。同じ地域でも用途地域が変われば建てるものが変わる。

【委員】

・2つの矛盾が生じるように思われる。1つは5地域におけるものと、もう1つは河川軸などの線で示されているものもあるのに、景観計画における景観類型には反映されていないことである。

【委員】

・それらは重点地区で検討していくことか。

【事務局】

・おっしゃる通り重点地区で検討していきたいと考えている。
・景観類型の設定にあたっては、都市計画をよりどころにすることによって、実務的に景観法に基づく届出事務を円滑に運用することができると考えている。
・重点地区の候補として、提案しているのは、今は3地区だが、将来的には5つの地域でそれぞれ重点地区を設定するのが望ましいと思われるため、検討していきたい。

【委員】

・重点地区の候補が3地区というのは少なすぎると思われる。

【委員】

・今の景観計画における景観類型の分類案では、基本計画における地域別の方針を崩すことにならないか懸念される。そのための検証がいると思われる。

【委員】

・景観類型と重点地区の間にあるような基本計画における推進地区のようなレベルのものを景観計画で位置付けるべきではないか。

【委員】

・基本計画においても「景観類型」という用語を使っているため、景観計画でも「景観類型」という同じ用語で分類するのは矛盾が出ると思われる。

【委員】

・基本計画にあるようにこれだけの特性があるのに、重点地区の候補が3地区だけかと思ってしまう。

【事務局】

・今回の意見を踏まえ、検討を進める。

【会長】

・これをもって、本日の議事は全て終了とする。各委員においては、長時間にわたる審議、ご協力に感謝する。

4. 閉会 (19:00)